

「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部を改正する通達 新旧対照表

改正 令和5年3月24日付け国自基第245号、国自審第2680号

○ 「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">走行環境条件の付与の実施要領</p> <p>第1～第4 （略） 第5 申請書及び添付書類</p> <p>1 走行環境条件の付与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。</p> <p>（1）申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面（第4第1項（1）及び（2）の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。）</p> <p>（2）申請に係る装置の外観図（第4第1項（1）及び（2）の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。）</p> <p><u>（3）</u> 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況（以下「走行環境状況」という。）で使用されるものと仮定した場合（必要に応じて、道路、自動運行補助施設（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第5号に規定するものをいう。）その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。）において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面（第4第1項（3）及び（4）の者においては、公的試験機関若</p>	<p style="text-align: center;">走行環境条件の付与の実施要領</p> <p>第1～第4 （略） 第5 申請書及び添付書類</p> <p>1 走行環境条件の付与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書（以下、「申請書」という。）に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（1）</u> 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況（以下「走行環境状況」という。）で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面（第4第1項（3）及び（4）の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合に</p>

しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。）

(4) (略)

(5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面（当該記載の内容が(1)又は(3)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）

(6) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時（第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時）及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第4条第1項（ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていることを証する書面（第4第1項(3)又は(4)の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。）

(7)～(9) (略)

(10) 申請に係る装置が自動車に備えられていることを確認する方法を記載した書面（第4第1項(3)及び(4)の者に限る。）

(11)～(13) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者（以下「使用者」という。）（申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。）は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣

において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。）

(2) (略)

(3) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面（当該記載の内容が(1)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。）

(4) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時（第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時）及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）第4条第1項第1号（ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていることを証する書面（無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。）

(5)～(7) (略)

(新設)

(8)～(10) (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者（以下「使用者」という。）（申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。）は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣

又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(3)、(5)及び(6)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。

5 (略)

6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消申請書を提出するものとする。

7 (略)

8 施行規則第31条の2の2の規定に基づく条件の付与を受けようとする申請並びに本要領に基づく既存付与装置走行環境条件付与申請、走行環境条件付与変更申請、走行環境条件付与書記載事項変更申請及び走行環境条件付与取消申請は、電子申請により行うことができる。

第6 審査

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) (略)

(2) 申請のあった走行環境状況において、制限速度を超過している等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。

(3) 申請のあった走行環境状況が、通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。

2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、申請者が第5第1項(3)の書面において交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定している場合であって、当該前提条件が当該走行環境において合理的な内容であると認める場合には、前項(1)の基準について、当該前提条件が満たされると仮定して審査するものとする。

第7 遵守事項の付与等

(略)

又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(1)、(3)及び(4)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。

5 (略)

6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消届出書を提出するものとする。

7 (略)

(新設)

第6 審査

国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、申請のあった走行環境条件が次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) (略)

(2) 走行速度が制限速度超えである等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。

(3) 通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。

(新設)

第7 遵守事項の付与等

(略)

(1) 申請者に対する遵守事項

一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時（第4第1項（4）の者から申請があった場合においては、申請時）及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項（ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていること。（第4第1項（3）又は（4）の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。）

二・三 （略）

四 当該装置の改造（プログラム等の改変を含む。以下同じ。）、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置の保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの（技術的内容を記載した書面（第5第1項（5）の書面）の変更が必要となる場合を含む。）を行う場合（使用者が行う場合も含む。）は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。（ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合（付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。）及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。）

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。（第4第1項（1）及び（2）の者から申請があった場合に限る。）

七 （略）

(2) 使用者に対する遵守事項

一・二 （略）

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、（1）四の走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。

(1) 申請者に対する遵守事項

一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時（第4第1項（4）の者から申請があった場合においては、申請時）及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項第1号（ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号）第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.に限る。）」は適用しない。）に適合している組織で管理されていること。（無人自動運転移動サービスに使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあっては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。）

二・三 （略）

四 当該装置の改造（プログラム等の改変を含む。以下同じ。）、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置が保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの（技術的内容を記載した書面（第5第1項（3）の書面）の変更が必要となる場合を含む。）を行う場合（使用者が行う場合も含む。）は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。（ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合（付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。）及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。）

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。（第4第1項（1）及び（2）の者から申請があった場合に限る。）

七 （略）

(2) 使用者に対する遵守事項

一・二 （略）

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、（1）四の走行環境条件付与取消届出の要否について確認をすること。

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 (略)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

八 交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定して審査を受けた場合において、当該前提条件を満たしていないことが明らかとなった場合には、自ら走行環境の改善を行い、又は関係者に対し改善を求めるなど、当該前提条件を確保するための適切な措置を講じること。

第8 (略)

第9 行政処分等

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の申請があった場合において、その取消し事由が適当と認めるときは、走行環境条件の付与の取消処分を行い、第9号様式により走行環境条件付与取消通知書を申請者に交付するとともに、第10号様式により、国土交通大臣(国土交通大臣が取消しを行った場合を除く。)及び地方運輸局長(取消しを行った地方運輸局長を除く。)に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った旨を通知するものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2 第5第6項の申請があった場合において、申請者以外の者が正当な理由なくみだりに走行環境条件付与取消申請を行った場合など、その取消し事由が適当と認められない場合は、走行環境条件の付与の取消しを行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消届出の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消届出を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 (略)

七 第5第6項により走行環境条件付与取消届出書を提出した場合及び第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

(新設)

第8 (略)

第9 行政処分等

1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査(同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問)を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の届出があったときは、走行環境条件の付与の取消処分を行うものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

(新設)

は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

3・4 (略)

第1号様式(第5関係)

走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
- 2 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況
- 3 省略する添付資料
- 4 当該装置の作動中における運転者の要否

(日本産業規格A列4番)

備考

(1)～(4) (略)

(5) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者(細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。)の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

2・3 (略)

第1号様式(第5関係)

走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣(又は地方運輸局長) 殿

申請者の氏名又は名称 印
住 所

下記の装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
- 2 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況
- 3 省略する添付資料

(新設)

(日本産業規格A列4番)

備考

(1)～(4) (略)

(新設)

第2号様式（第5関係）～第4号様式（第5関係）（略）

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与取消申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいの
で、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取消し事由
- 4 事由が生じた年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代
表者とする。

(2) （略）

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与書

番 号

第2号様式（第5関係）～第4号様式（第5関係）（略）

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与取消届出書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

届出者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいの
で、別添の書類を添えて届出します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取消し事由
- 4 事由が生じた年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

(1) 届出者の氏名については、届出者が法人である場合は、法人の代
表者とする。

(2) （略）

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与書

番 号

年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

年 月 日付で申請があった下記の自動運行装置については、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を付与する。

記

- 1 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 3 走行環境条件
- 4 当該装置作動中における運転者の要否
- 5 遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

(1) 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲については、車台番号が特定できる場合にあつては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合にあつては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があった場合に限る。））

(2) 第6第2項において、交通環境又は交通参加者に関する前提条件が満たされていると仮定して審査を行った場合にあつては、走行環境条件において、その内容を注記する。

(3) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を付与する。

記

- 1 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 3 走行環境条件
- (新設)
- 4 遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

2 「当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲」については、車台番号が特定できる場合にあつては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合にあつては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があった場合に限る。））

(新設)

(新設)

第7号様式（第8関係）（略）
第8号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣殿
地方運輸局長殿（単名）

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

第9号様式（第9関係）

走行環境条件付与取消通知書

番 号
年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を取り消したので通知する。

記

第7号様式（第8関係）（略）
第8号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

国土交通省殿
地方運輸局長殿（単名）

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

（新設）

- 1 取り消された走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り消した理由
- 4 取消しの効力の及ぶ範囲

(日本産業規格A列4番)

第10号様式 (第9関係)

(新設)

番 号
年 月 日

国土交通大臣殿
地方運輸局長殿 (単名)

国土交通大臣 (又は地方運輸局長)

走行環境条件付与取消の通知について

別紙走行環境条件付与取消通知書 (写) のとおり走行環境条件の付与を取り消したので、通知します。

(日本産業規格A列4番)

参考様式 (第5関係) (略)

参考様式 (第5関係) (略)

附則 (令和5年3月24日)

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。